

声明文

平成 29 年 7 月 3 日
日本造血細胞移植学会
理事長 岡本真一郎

日本造血細胞移植学会は、平成 14 年 8 月 19 日に臍帯血の至適利用に関する声明を公表し、公的な臍帯血バンクの充実が国民的最重要課題であるとともに、私的臍帯血保存事業に対する然るべき技術指針や安全性の確保対策の必要性を再確認した。平成 24 年には「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が成立し、安全性が確保された造血幹細胞を用いて、適切な疾患に対して適正に移植が実施されるための法整備が行われた。これを受けて当学会は、造血幹細胞移植の適応疾患および移植法に関するガイドラインや移植施設認定基準を設けて、ドナーの善意が臨床の現場で適切に利用される体制の構築に努めてきた。

昨今報道された保存臍帯血を用いた医療行為には、品質や安全性が十分に担保されていない臍帯血が移植に用いられた事例もあることが報道されている。これらの事例では、有効性や安全性も全く評価されていないアンチエイジングや進行癌の治療に実施されているとのことであり、また医学的にみて通常の造血幹細胞移植と認識できない医療行為が臍帯血移植と表現されている危険性もあることから、「造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施」という法律の基本理念に著しく反するものであり、極めて遺憾である。

学会としては、このような不誠実かつ不適切な医療行為の再発を防止し、国民の健康と安心が守られるよう、国がしかるべき対応をとることを望むとともに、引き続き、法律に則った公的臍帯血バンクによる臍帯血の適切な提供の推進が図られ、造血幹細胞移植の円滑かつ適切な実施が確保されるよう、学会としても必要な取組を行っていくことを声明する。